

西南学院大学大学院長期履修学生制度に関する取扱細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、西南学院大学大学院学則(1971(昭和46)年4月1日)第9条第2項の規定に基づき、博士前期課程への志願者が長期履修を願い出て入学を認められた場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を願い出ることができる者は、一般・社会人・外国人等入学試験志願者で、標準修業年限内での履修が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学時において職業等を有している者
- (2) 介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

(修業年限・最長在学年限)

第3条 長期履修学生の修業年限は、入学時から3年とする。

2 長期履修学生の最長在学年限は、4年とする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

3 長期履修学生の修業年限は、変更できないものとする。

4 長期履修学生期間を超えて在籍した場合の学費は、一般の学費納入の運用を適用するものとする。

(願 出)

第4条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに、大学院課大学院事務室に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生志願理由書
- (2) その他当該研究科が必要と認める書類

(許 可)

第5条 長期履修の願い出があったときは、当該研究科(専攻)委員会の議を経て、大学院委員会がこれを承認する。大学院委員長は学長に報告し、学長がこれを許可する。

(授業料等納入金)

第6条 長期履修を許可された学生の授業料等納入金の年額は、大学院学則第34条別表第2の2の定めるところによる。ただし、長期履修期間を超えて在学する場合は、この限りでない。

(所管部署)

第7条 この細則の事務は、教育支援部大学院課大学院事務室の所管とする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学院委員会が行う。

附 則

この細則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。